

出張報告書

令和8年6月9日

尼崎市議会議長 様

会派名 公明党
代表者氏名 福島さとり
出張者氏名 福島さとり 眞田泰典 鴨子(カ) 東浦小穂子 永藤正明

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

- 1 出張期間 令和8年5月19日から令和8年5月21日まで
- 2 結果の概要

用務先 高松市 阿南市 徳島市 岡山市	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1. 食物アレルギーカードの導入事業について 2. 手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する 条例について 3. 野球のまち推進課の取組みについて 4. 人と文化が出会う駅前図書館『はこらいふ図書館』について 5. 中学校部活動の地域展開について
添付書類 ■ 視察報告書5部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

- 3 届出事項の変更等 ■ なし □ あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

<input checked="" type="checkbox"/> 精算額は、令和8年4月30日届け出た額(201,890円)と同一額である。
<input type="checkbox"/> 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

高松市「食物アレルギーカードの導入事業」に関する

公明党会派視察報告書

報告者：福島さとり

参加者：真田泰秀・蛸子/かー・永藤正明
東浦小夜子・福島さとり (計5名)

説明者：高松市保健所健康づくり推進課

課長

課長補佐

日時：2026年5月19日(火) 13:00

【視察の目的・背景】

「うどん県」として知られる香川県高松市は、独自の豊かな食文化を背景に、過去から食に関する啓発や新たな食物の開発・産業振興に特に力を入れ取り組んできた自治体。近年、高松市では「健康都市」の推進を掲げ、食の活性化のみならず、「食と健康・安全」に着目した先進的な施策を展開している。

今回の視察では、高松市健康づくり推進課が主体となって実施している「食物アレルギーカード導入事業」について、その成果を調査し、本市における安全な食環境づくり、ひいては市民の命を守る食物アレルギー対策の政策へ反映させることを目的とした。

【事業の概要】

(1)導入目的

食物アレルギーを持つ人がカードを飲食店等で提示することにより、安全に食事をして頂くことはもとより、周囲に食物アレルギーについての理解や協力を得る。

(2)導入に至った経緯

令和3年6月の市議会における質問をきっかけに、事業の検討が開

始された。当初はすでに民間アレルギー支援団体の3団体が作成・普及させている既存の食物アレルギーカードを市ホームページに集約し掲載して印刷利用する手法を検討されていたが、運用面や文字・ロゴ等の使用要件をめぐる調整、行政としての公平性担保の観点などから折り合いが付かなかった。そのため方針を転換し、令和4年2月に市単独の「食物アレルギーカード」を新規に作成し、本事業の導入に至った。

【実施内容と周知・啓発】

(1) 導入対象者の選定

食物アレルギーカードを利用する人は、アレルギー疾患のある市民（特に子どもとその保護者）であるが、本事業においては対応を行う飲食店等の事業者やカードを目にすることでアレルギーへの理解を深める一般市民まで含め、広く市民を対象としている点が特徴的。

(2) 市民への周知・啓発方法

- ・市ホームページへの掲載
(カードのデータを常時ダウンロードができるようにしている)
- ・食育フェスタで配布
- ・「高松市民健康の日」のパネル展示
- ・子育てハンドブック「たかまつ らっこ」への掲載

【事業者（飲食店）への周知依頼】

高松市では、バランスの良いメニュー提供や、健康づくり情報の提供など、市民の健康づくりに取り組む店として登録をしている。

このような協力店のうち食物アレルギーに関する取り組みをしている店舗に協力を依頼。

【事業者（飲食店）からの意見要望・反応】

- ・情報提供はできたが、持ち帰る人は少なく配布できた数も少ない。
- ・飲食店等にて積極的に食物アレルギーカードを配布することは難しく、周知につながりにくい。
- ・カードを置くことで、利用者のアレルギー対応に対する期待感を高めることが予想されるため、飲食店等はカードを置くことに躊躇するように感じられた。

【食物アレルギーについての対策・関連取組】

高松市では、上記のような課題を踏まえ、カード導入以外に下記の取り組みを合わせて行っている。



- ・食育フェスタにおける取組
- ・パネル展示
- ・キッチンカーにおいて「コミュニケーションシート」を掲示

【所感】

高松市の取り組みは、当事者の問題として、とらわれがちな食物アレルギー対策に自治体が市単独カードを作成して支援するといった点で非常に先進的であり、本市にとっても大変参考になる。

本市で導入する場合は、どこまでの除去対応が可能か、店舗側へのガイドラインや免責・確認等も必要になると考える。

高松市の取り組みを参考に、本市として食物アレルギーから市民の食環境整備を強化する取り組みを今後推進していきたい。

以上

うどん県 → ・食に関する啓発、
・食物アレルギーが盛ん) → 食と健康に着目した
取り組みを当該課では
行っている。
↓
健康づくり推進部

食物アレルギーカードの導入について

高松市健康づくり推進課

導入目的及び導入に至った経緯

導入目的:

→ お店ごとの対応

食物アレルギーを持つ人がカードを提示することにより、安全に食事をしていただくことはもとより、周囲に食物アレルギーについての理解や協力を得る。

導入に至った経緯:

令和3年6月の市議会における質問をきっかけに、安全な食環境整備の一つとして、各団体が作成している食物アレルギーカードのいずれかを、ホームページに掲載することを検討



使用要件(文字やロゴの追加不可等)の折り合いがつかず、
令和4年2月に、市単独で食物アレルギーカードを作成

民間93団体の
アレルギーカードを
作成していた。

導入政策のスキーム

日程	内容
令和3年7月～	・各団体の食物アレルギーカードの使用要件等の確認
令和3年8月～	・本市ホームページに掲載するため、食物アレルギーカードの選定(3団体から1団体を選定) ・使用要件等を再確認したところ、折り合いがつかなかった
令和4年2月～	・本市独自の食物アレルギーカードの作成 ・ホームページへの掲載 ・関係課(保健体育課・こども保育教育課)への周知

※計281件、HP掲載

教育委員会(学校)の取組

▶保健体育課(学校)及びこども保育教育課(保育所・こども園・幼稚園)には、食物アレルギーカードを作成したことと、ホームページに掲載していることを、令和4年2月に通知した。

▶両課には、関係団体より問合せがあった場合の周知協力を依頼している。

導入対象者の選定

導入対象者:

食物アレルギーカードを利用するのは、アレルギー疾患を有する方であるが、対応してもら
う飲食店の方や、アレルギーカードを見て食物アレルギーを知ってもらおう方を含め、広く市民
を対象としている。

市民への周知・啓発

本市ホームページへの掲載

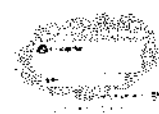
食育フェスタで配布

「高松市民健康の日」のパネル展示

子育てハンドブック「たかまつ らっこ」への掲載

9/1

① ② ③



「食物アレルギーカード」を知っていますか？
食物アレルギーは、食生活の面で注意が必要で、命を失ったり、健康を害する恐れがあります。アレルギー疾患を有する方は、アレルギーカードを作成し、飲食店などに提示することで、アレルギー対応の食事を安心していただけます。アレルギーカードの作成は、高松市健康センターで無料で行えます。詳しくは、高松市健康センターまでお問い合わせください。



高松市健康センター 097-339-2261

事業者(飲食店)への周知依頼

▶ヘルシーたかまつ協力店(※1)に登録している店舗のうち、食物アレルギーに関する取組をしている(新たに始めるを含む)店舗に、食物アレルギーカード及び周知用チラシの掲示等を依頼した。

・店舗への依頼時期:令和7年3~4月

・掲示等依頼店舗数:

内容	店舗数
食物アレルギーに関する取組をしている店舗	23店舗
掲示等を依頼できた店舗	16店舗

※1 ヘルシーたかまつ協力店:バランスのよいメニューの提供や、健康づくり情報の提供など、市民の健康づくりに取り組むお店として登録している飲食店等

事業者(飲食店)からの意見要望・反応

▶店舗に掲示等を依頼した後、1か月程度が経過して訪問をし、状況確認をした。

・状況:情報提供はできたが、持ち帰る人は少なく、配布できた数も少なかった。

・配布数(実績):

	大人用	子ども用
店舗配布数(合計)	85枚	80枚
店舗利用者配布数(合計)	6枚	4枚

▶ヘルシーたかまつ協力店における食物アレルギーカード等の掲示等結果のまとめ

・飲食店等にて積極的に食物アレルギーカードを配布することは難しく、周知につながりにくい。
・食物アレルギーカードを置くことにより、利用者のアレルギー対応に対する期待感を高めることが予想されるため、飲食店等は、アレルギーカードを置くこと自体に躊躇するよう感じられた。

市民の反応及び事業費

市民の反応

現時点では、把握できていない。

高松アレルギ-食の会の方と

市がコミニケーション

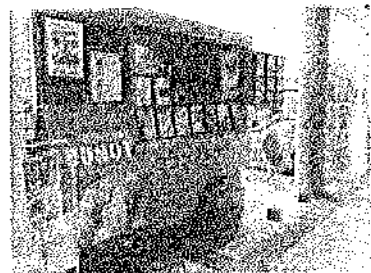
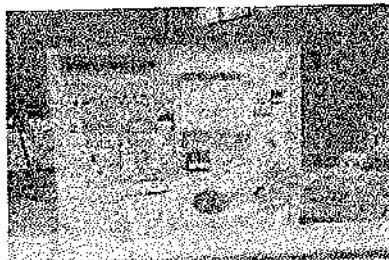
事業費

イベントにて配布する際用の紙代等のみ

食物アレルギーについての対策・取組

食育フェスタ(※2)における取組

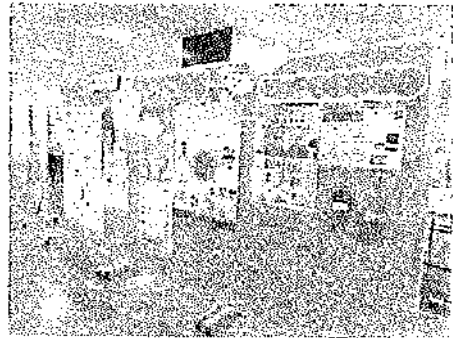
- ・食物アレルギーについてのパネル展示
- ・事業の協力団体を通じて依頼し、キッチンカーにおいて、「食物アレルギーコミュニケーションシート((公社)日本食品衛生協会)」を掲示



※2 本市の食育推進の取組を紹介することにより、市民の食育への関心を高め、食育推進運動への積極的な参加を促すために、毎年6月(食育月間)に実施している事業

食物アレルギーについての対策・取組

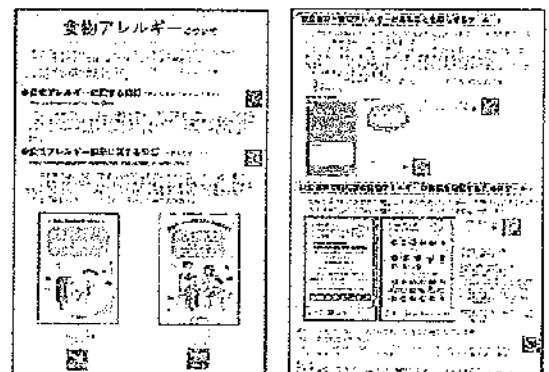
- ▶「高松市民健康の日」パネル展示における取組
- ・食物アレルギーの周知・啓発



食物アレルギーについての対策・取組

- ▶食品衛生責任者養成講習会における取組
- ・健康づくり推進課管理栄養士が、食品衛生責任者講習会(※3)において、「栄養成分表示・特定保健用食品」の講話をする際に、食物アレルギーに関する情報提供をする。

※3 公益社団法人香川県食品衛生協会が実施している食品営業又は従事するために、食品衛生責任者になろうとする個人の方の資格取得講習会(高松地区:年6回)



2026年6月4日

「会派視察レポート」

日時：令和8年5月19日 14:00~15:30

視察先：高松市健康福祉局 障害福祉課

報告者：東浦「綾子」

視察者：福島さおり 真田泰秀 中嶋子房 小崎正明 東浦「綾子」

<視察内容>

「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例について」

高松市の「手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」は、手話を言語と位置づけ、さらに障害の特性に応じた多様な手段（点字、要約筆記、ICT機器等）の利用を促進するものです。

<条例の要旨>

この条例は、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し合う「障壁のない地域共生社会」の実現を目的としています。

- 1.手話の言語性の尊重: 手話を言語として理解を増進する。
- 2.手段の多様性: 聴覚障害以外の障害も含め、特性に応じた多様な意思疎通手段（ICT機器を含む）の普及・利用を促進する。
- 3.責務の明確化: 市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、合理的配慮を提供し合える環境づくりを目指す。

<高松市の取組>

- ・ヘルプマーク 高松市ヘルプマーク配布数（H30.4~R8.3）累計約 5500 個
- ・アプリ（情報通信機器）の活用・UDトーク（話し言葉をリアルタイムで文字化）
- ・「たかまつ楽楽（らくらく）ボード」（店舗向けコミュニケーション支援ボード）
多言語のボードを使い、イラストや文字を指さす事で、自分の意思や希望を伝えることができるコミュニケーションをとる。
- ・「たかまつあんしんバンドナ」（高松市避難所用バンドナ）
周囲の人に支援が必要である事を伝えるコミュニケーションツール
市内の全指定避難所に配置、希望する方に個別配布
- ・手話言語条例啓発ポスター、ポスターコンクール、学校出前講座

・合理的配慮の提供支援に係る助成金

高松市では、障がいのある人に合理的配慮を提供するため、民間事業者などが、点字メニュー、筆談ボード、簡易スロープ等を作成・購入等を行う場合に、その費用の一部を助成されます。

<感想>

尼崎市はすでに障がい者施策に注力していますが、高松市の取組から、以下の点が参考になります。ICT活用の明文化については、高松市は全国に先駆け「情報通信機器の活用」を条例に盛り込みました。技術進歩に合わせ、アプリやAIを用いた意思疎通支援を市の施策として積極的に位置づけるべきです。包括的な啓発：児童・生徒への出前講座など、次世代への教育を継続的に実施することで、「手段は一つではない」という意識を地域全体で底上げする姿勢は、多様性を推進する尼崎市においてもさらなる共生社会の土台となります。今後は本市においても取り入れるべきと考えます。



高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例について

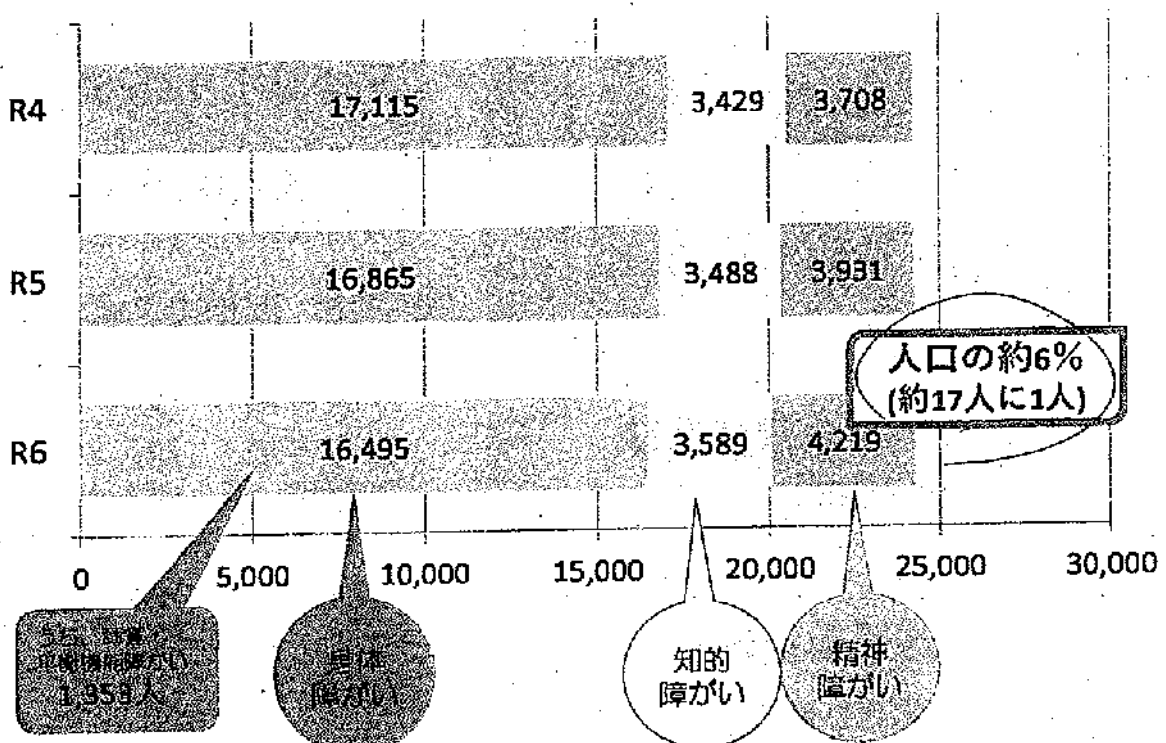


令和8年5月19日

高松市健康福祉局障がい福祉課

障がいのある人の状況（高松市）

（各年度末現在 単位：人）



条例制定の背景

◆手話は、聞こえない・聞こえにくい方が生活を営むために必要不可欠な言語であることや、これらの方々と手話とが共に歩んできた道のりなどに対して、市民の皆様理解を深めていただく必要

◆障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用について、それを容易に行うことができる環境の整備が必要



障がいのある人も障がいのない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現

2026/5/19

条例施行

Revised
H29.12.26

『高松市手話言語及び
障害のある人の
コミュニケーション手段
に関する条例』
を制定しました

2026/5/19

平成31年3月28日施行
香川県内 初

その後、同様の条例を施行

さぬき市	(R元. 7)
観音寺市	(R2. 4)
三豊市	(R2. 4)
丸亀市	(R3. 4)
坂出市	(R4. 12)
東かがわ市	(R5. 10)
善通寺市	(R7. 1)

条文【目的（第1条）】

（目的）

この条例は、言語としての手話に対する理解の増進並びに障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者(市民活動団体を含む。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、その基本理念にのっとった施策の推進について定めることにより、障害のある人も障害のない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2026/5/19

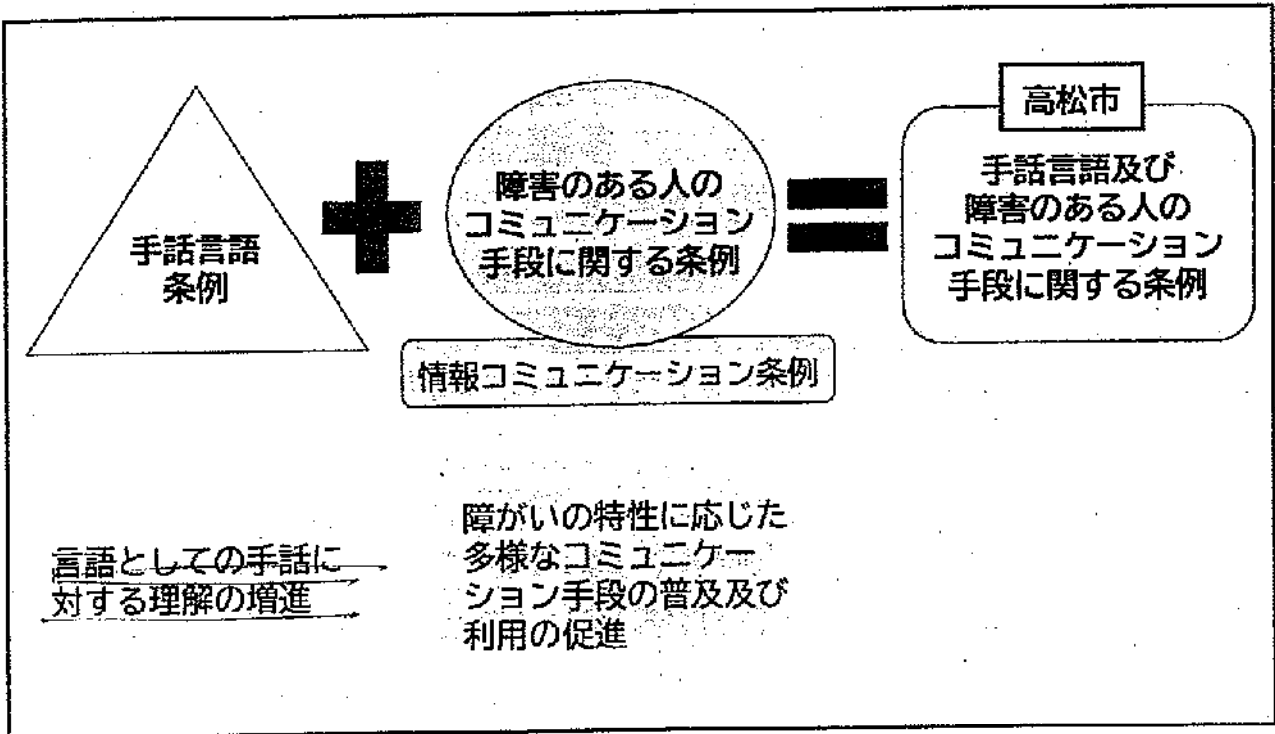
条文【定義（第2条）】

(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害がある者であって、その障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、情報通信機器の使用その他の障害のある人が他者と意思疎通を図るための手段をいう。

2026/5/19

本市の条例の特徴



2026/5/19

条例について

R7.

(1) 手話言語条例とは

手話が日本語同様の言語であるとの認識をより確かなものにし、手話言語に関する権利をより実効性を持って保障していくための条例です。

【言語】

手話

日本語

英語

中国語

その他
言語

(2) 情報コミュニケーション条例とは

障がいのある方が、手話や要約筆記、点字や音訳など、必要なコミュニケーション手段を選択できるよう、多様なコミュニケーションの支援を促進する条例です。

【多様なコミュニケーション手段】

手話

要約
筆記

情報
通信
機器

筆談

点字

音訳

その他
支援

2026/5/19

合理的配慮の提供支援に係る助成金

合理的配慮の提供を支援

高松市では、障がいのある人に合理的配慮を提供するため、民間事業者などが、点字メニュー、筆談ボード、簡易スロープ等を作成・購入等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

区分	摘要	助成限度額	助成割合
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に要する経費	25,000円	対象経費の3/4
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に要する経費	50,000円	
工事施工費	簡易スロープ、手すり設置等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に要する経費	200,000円	
意思疎通支援者の設置費	行事等における手話通訳者・要約筆記者等の設置に要する経費	25,000円	
研修会等の開催経費 2026/5/19	民間事業者や自治会等における合理的な配慮の理解の促進に関する研修会等に要する経費	50,000円	



令和5年度 障がいのある人のコミュニケーション手段の理解・啓発ポスターコンクール

◆小学生の部
【最優秀賞】

【優秀賞】

※学年は応募時



古高松小学校2年生
「もしかして？」
2026/5/19



新番丁小学校6年生
「つながる」



多肥小学校6年生
「文字で伝えよう」

令和8年6月1日

視察レポート

報告者 公明党 真田 泰秀
参加者 公明党 福島 さとり 金子 裕一 東浦 小夜子
小藤 正明 真田 泰秀

日時 令和8年5月20日 午前10時

視察先 徳島県阿南市役所 野球のまち推進課

テーマ 野球のまち推進課の取り組みについて

本市においては、スポーツ推進課があるが、阿南市の野球に特化した推進がどのようなものなのか、視察に伺いました。

■取組

平成22年に全国初の野球のまち推進課が設置されました

平成17年に当時市長が長野県上田市にお父さんの甲子園を視察

し、感銘を受け、阿南市も取り組むことになったとの事

観光資源の少ない阿南市において「野球でまちおこし」ができるの

ではないかとの構想で所管は産業部になっている。

元々阿南市は野球チームが多く盛んな地域であることもあり、スタジアムも建設し、協議を重ねていく中で、野球のまちの設置が実現した。

スタジアムには、AIのビデオカメラが設置されているスタジアムがありインターネットを使いリアルタイムで野球中継を見られるようになっていく。このような取り組みから全国の少年野球の大会が阿南市で行われるようになっており、市内の宿泊施設が満室になるくらい、観光資源となり、交流人口、経済に寄与できている状態になっている。また、野球の試合をこのスタジアムで全国から希望されるチームの申込みもあり、対戦相手は阿南市でセッティングもしてくれるとの事。

■総評

本市においては、さまざまなスポーツが盛んであるが、特化して交流人口が増える取り組みは素晴らしいと思う。またAIビデオカメラ設置は委託のできるもので、本市の球場にも設置を検討できれば良いと思う。

尼崎市市議会公明党 会派視察 2026年5月20日 14:00~15:30

香川県徳島市【はこらいふ図書館】(徳島市立図書館)

報告者：蛭子 秀一

参加者：公明党尼崎市議会議員 計5名

代表者：蛭子 秀一

参加者：福島さとり 東浦小穂子 真白 泰秀 永藤 正明

説明者：廣澤 貴理子 館長、徳島市教育委員会 社会教育課 [] 課長補佐、
同委員会 社会教育課管理係 [] 係長、同課管理係 [] 主査、
議会事務局議事調査課 [] 主事。

徳島市概要 (2026年(令和8年)5月1日現在)：人口 241,728人、121,543世帯：面積 19,152 km²
人口密度：1262.2人/km² 香川県全体の約 1/3 が集まる中核市。

図書館概要 【2012年(平成24年)4月1日開館】

所在地：徳島市元町1丁目24番地アミコビル内

延床面積：87653.56 m² (うち図書館部門 3429.30 m²)

施設内容：6階(図書館一般室 2128.51 m²) 開架スペース、インターネットコーナー、AVコーナー
読書支援・社会人席コーナー、ラウンジ、事務室、会議室、対面読書室、録音室、テラス
図書館ギャラリー。

5階(図書館子ども室 1056.70 m²) 開架スペース、インターネットコーナー、AVコーナー
7、たたみコーナー、おなかしのへや、作業室、授乳室、図書館ギャラリーなど。

1階(25.05 m²) インフォメーション、返却ポスト。

地下2階(219.04 m²) 閉架書庫。

開館時間：9:00~21:00

休館日：毎月第1火曜日(祝日の場合には第2火曜日)、1月1日。



① 図書館移転拡充事業の経緯と目的について

○ 社会情勢の変化①価値観や生活様式の多様化（読書離れ）

②情報化社会（IT、ネット社会・・・検索が容易になった）

③その他（行財政改革、電子書籍の広がり）

○ 旧図書館から図書館移転拡充の計画（徳島駅前アミコビル内）を策定（2010年9月）

市民7や利用者、議会からの意見・要望。パブリックコメント、市立図書館協議会の提言を受け策定された。

○ 2012年4月1日に市立図書館移転リニューアルオープン

② 移転拡充の基本的な考え方（時代に即した図書館、新しいニーズに応える図書館）

【基本コンセプト：人と文化が会おう駅前図書館】

○市の交通・賑わいの中心に位置する立地の優位性を最大限に生かした図書館とするとともに、周辺施設との有機的な連携を図る。

○図書館の持つ機能・設備・サービスについては、市民会議・パブリックコメントなど、市民からの意見を基本に、立地条件を最大限に生かしたものとする。

○厳しい財政状況を踏まえ、既存の施設を有効利用し事業費の削減を図る。

③ 事業費【10億2,700万円】

○ 主な経費の内訳 ・改修工事・管理費：約8億3千万円

・備品購入費：約6,750万円

・ICタグ導入経費：約3,500万円

・施設賃借料：約4,700万円

・引越し等経費：3,700万円

・その他（システム費等）：約1,050万円

○ 主な補助金の内訳 ・社会資本整備総合交付金：2億9,060万円（改修工事対象）

・緊急雇用創出事業：4,302万円（ICタグ導入経費等対象）

④ 移転による環境変化

○ 施設規模（旧図書館との比較）

・延べ床面積：約3,400㎡（旧図書館も約3倍）

・蔵書能力：約520万冊程度（旧図書館の約2倍）

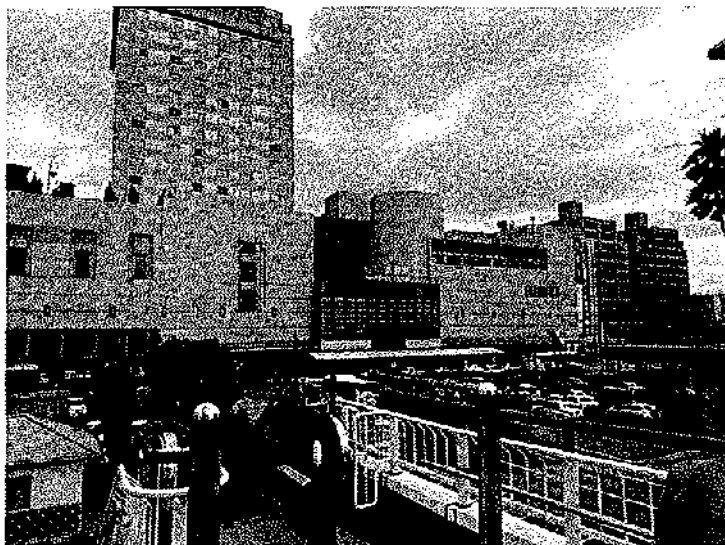
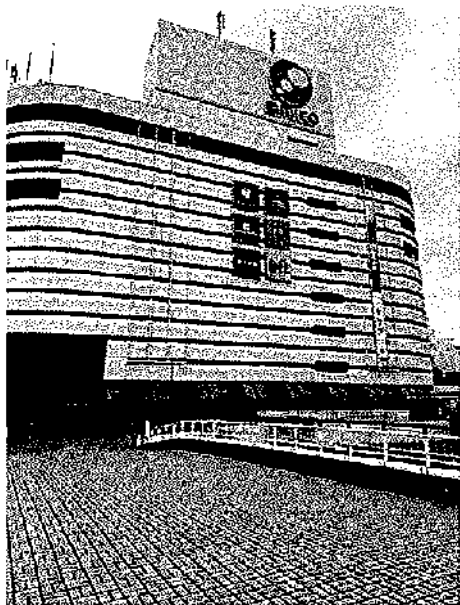
ゆとりあるスペースを確保し館内のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化を図り、誰でもが安心して利用できる施設とする。

○ 立地条件：徳島駅から徒歩約5分となり利便性が向上した。

○ 開館日・開館時間の拡大

・開館日数は約340日（旧図書館より40日間増やした）

・開館時間の延長：前日9:00～21:00（旧図書館より1時間延長、土・日・祝日は2時間の延長）



○利便性向上のための環境整備

- ・IC タグシステムの導入：IC タグを活用し、自動貸し出し機を用いて貸し出し手続きや待ち時間の短縮化や利用者プライバシーの保護を図る。
- ・返却ポストの追加設置：利用者の資料返却時の負担を少なくするために、旧図書館入口に加えてアミコビル（新図書館）1階及び徳島駅前に返却ポストを設置。

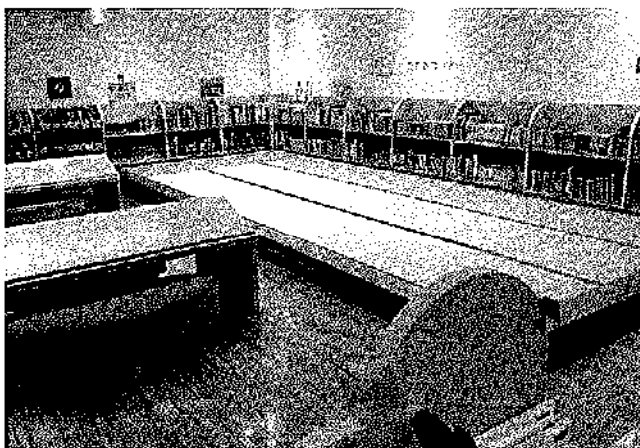
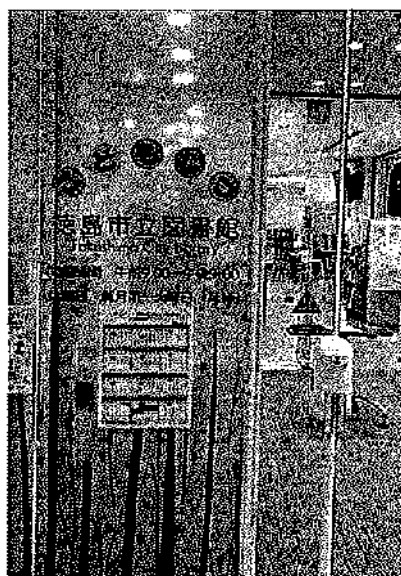
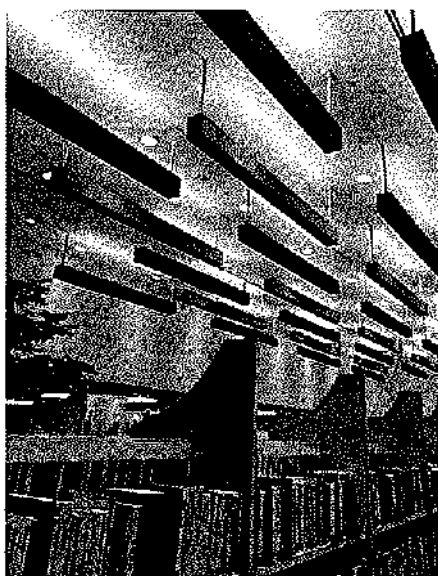
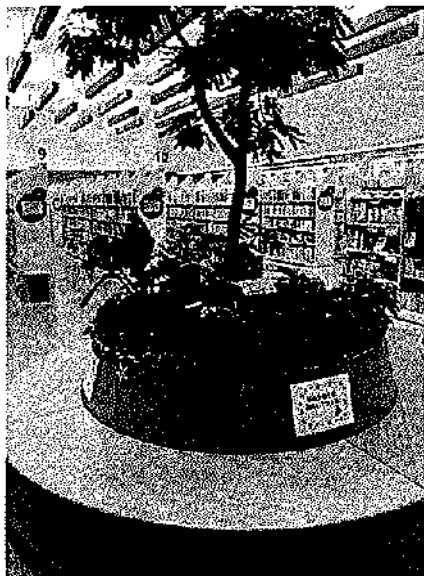
⑤図書館の方向性

【図書館の移転に伴い、図書館施設（ハード面）のみならず、図書館事業（ソフト面）についても、多様化する利用者のニーズや図書館に求められる社会情勢の変化に対応できるものとする必要があることから、教育委員会では従来の事業についての分析・総括を行い、その結果を踏まえた上で図書館の方向性を示し、新たな事業に取り組んでいくことにした】

- ・子どもたちが豊かに生きるための力を身につけ健全な成長をする支援
- ・地域力の向上に寄与し、地域とともに成長する図書館
- ・市民の学ぶ意欲に応え市民が学習や調査研究等をするための支援

○新たな利用者の拡大【新図書館は交通公共機関の拠点である徳島駅前に立地し、多くの人が行きかう交通節点に位置することとなるため、その優位性を活かして、これまで図書館を利用する機会がなかった層を取り込んで新たな利用者を創出することが重要な課題であった。そのため、市民の需要に対応した事業、及び潜在的なニーズの発掘につながる事業を推進し、図書館サービスの一層の充実化を努めることで、人々が集う市民にとって身近な図書館とすることにした。

⑥図書館の管理運営【指定管理者制度を導入、新たな利用者の創出をはじめ市民の需要に対応した事業、潜在的ニーズに対応する事業、市民にとって身近な図書館となるよう2008年（平成20年）4月から指定管理者による図書館管理運営を開始】



○指定管理者制度導入の理由

- ・民間事業者のノウハウを活かした今までになかったサービスや事業を展開するとともに、利用者ニーズに速やかに・細やかに対応できる等により、全体として住人サービスの向上を図る。
- ・専門的人材の確保や効果的な人材配置等により、人的資源の整備を図り、管理運営体制を盤石にする。

- ・経費の合理化等によるコストダウンや、効果的な予算の運用等のノウハウが期待できる。

⑦移転後の利用状況の変化

- ① 利用統計：移転後大幅に増加、移転後の12年間の累計では、来館者が655万人を超えており、貸し出し冊子数は年間平均100万冊を超える。新規登録者数の累計は約5万2千人となっており、新たな利用者の獲得に繋がっている。
- ② メディアへの掲載：新聞、テレビ、雑誌等への掲載件数が、移転前は年間数件であったのに対して、移転後は令和6年度においても年間20件以上あり、図書館が注目されていることが何え図書館の認知度を一定程度高めることができています。
- ③ アンケート結果からみる図書館利用状況の変化：来館頻度について、(ほぼ毎日)(週に一回以上)(月に一回以上)と回答した人の割合が著しく高く、多くのリピーターが訪れていることがうかがえる。

⑧今後の課題

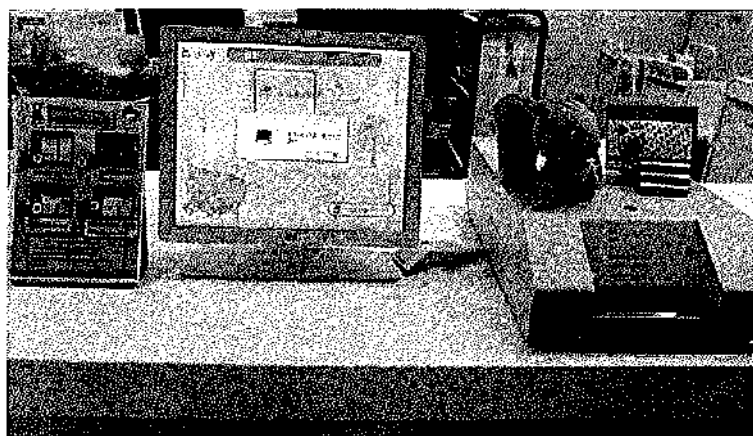
- そごう徳島店の撤退：2020年(令和2年)8月に、図書館が入っているアミコビル東館に入居していたそごう徳島店の撤退により、アミコビルへの入館者が減少し、人の流れが変化した。2022年(令和4年)4月に新たな高松三越が入居したものの空きフロアが残存し連絡通路が一部閉鎖され、図書館までの入館経路が不便になるなどの影響がある。新型コロナウイルス感染症の影響もあり。令和6年度の入館者数は2018年(令和元年度)比で約72%となっている。
- 駐車場の問題：駐輪スペースは確保できているが、専用駐車場が無い場合、車での利用者は近隣駐車場を利用し駐車料金を支払って利用することになっている。また、駐車場料金の補助なども行っていないため、専用駐車場の整備や駐車料金の割引サービスの実施の要望が利用者からある。

⑨移動図書館車(いずみ号)について

- 毎月1回程度、81カ所へ巡回し訳30分間停車している。
積載図書数約3,500冊。稼働日数は年間200日以上で貸し出し者数は年間約13,000人を数え、貸し出し冊数は15万冊を数える。

【所感】

本市も4年後（2030年）に尼崎市北図書館が移転建て替えの予定となっており、来年度より設計、建設事業に入る予定である。徳島市の新図書館を視察させて頂き、また 徳島市教育委員会 社会教育課 [REDACTED] 課長補佐はじめ職員の方々からあらゆる角度からこれまでの新図書館の建設事業をご教示頂きました。そして、廣澤 貴理子 館長より館内を案内頂き、新図書館の運営を市民への効果的なサービスを一番に考えられた運営をされておられ、大変参考させていただきました。基本コンセプトにありますように、幅広い世代の市民が「人と文化が会う駅前図書館」として親しまれ、賑わい創出の図書館としての価値観の高い施設を視察でき、本市にとっても是非参考にさせて頂きたいと思いました。



【出張報告書】

日 時：2026年5月21日(木)

視察先：岡山県岡山市役所 スポーツ文化局

説明者：部活動地域展開担当 ████████ 課長、スポーツ振興課 ████████ 課長補佐

報告者：永藤正明 永藤正明

参加者：公明党尼崎市議団うち4名

福島 さとり

早谷 裕一

東浦 小夜子

永藤 正明

〈視察目的〉中学校部活動の地域展開にかかる推進方針について、他都市の知見を学び、尼崎市における今後の部活動地域展開施策の参考とする。

〈概要〉岡山市の基本情報（中学校数・生徒数・部活動設置数・教職員の専門指導率等）、これまでの取組、新たな方針、今後の円滑な推進に当たっての対応について、質疑応答等

■視察内容

(1) これまでの取組

岡山市は国の動向を受け、令和5年3月に推進方針を策定し、令和5年度から令和7年度にかけて3つのパターンによるモデル事業を実施した。

- ・パターンⅠ（指導者派遣型）：大学生等の地域指導者を部活動に派遣し、部活動指導員を集中配置
- ・パターンⅡ（合同活動型）：複数校合同形式による部活動の実践
- ・パターンⅢ（多様な体験型）：部活動にない種目の体験会や地域クラブ活動の試行

モデル事業を通じて、①指導者人材の確保、②受皿団体の確保、③安定的なクラブ運営、④実情に沿った地域展開の模索、という4つの課題が浮き彫りになり、推進方針の改訂が必要となった。

(2) 新たな推進方針のコンセプトと基本方針

改訂方針では「生徒のスポーツ・文化芸術活動を、部活動から地域クラブ活動に展開」をコンセプトに掲げ、以下の3つの柱を設定している。

- ・こどもファースト：生徒の誰もが多様な活動から選択して活動できる環境の整備
- ・活気あふれる地域づくり：生徒や大人等の交流によるウェルビーイングの向上と地域社会の活性化

・教職員の負担軽減：学校における働き方改革の推進

スケジュールは令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と設定し、前期（R8～R10）はモデル試行を継続しながら地域展開を模索、後期（R11～R13）は休日の地域クラブ活動を本格実施する。最終的には令和13年9月以降、休日の部活動を廃止し、完全地域展開を目指す。なお、休日のみならず、平日も可能なところから地域クラブの取組を実施する。

(3) 令和8年度以降の取組概要

①認定地域クラブ活動モデル事業【新規】

- ・国の認定制度をベースとした岡山市独自の制度を検討
- ・指導者の謝金・保険料を全額公費負担、生徒保険料・消耗品費は受益者負担
- ・設立単位は中学校区（部活動展開型）・近隣エリア（集約型）・全市エリア（拠点型）の3パターン

②認定地域クラブ活動指導者登録制度モデル事業【新規】

- ・市が登録・勤怠管理・謝金支払いを一元管理
- ・参集およびオンデマンド研修による指導者の資質向上

(4) 今後の円滑な推進体制と課題への対応

推進体制は市・運営団体・実施主体とし、それぞれ役割を分担している。アプリを使用して市を含めた関係者が一体的に情報共有できる体制を構築する。また、受益者負担の増加による体験格差を防ぐため、費用負担のバランスや困窮世帯への支援策が検討されている。

■所感

令和13年度の休日部活動完全地域展開を目標に掲げる岡山市は、現在改革実行期間Ⅰのフェーズにある。令和5年度の地域移行推進方針策定以来、担当者が各中学校を丁寧に訪問し、現場で見えてきた課題の解決に着実に取り組んでいる姿勢が印象的であった。

現在の小学生・中学生・教職員・保護者・地域住民といった多角的な視点から持続可能なスポーツ・文化芸術活動の実現するためには、学校と地域の連携・協働が不可欠であり、生徒・保護者の負担に十分配慮した活動環境の整備が求められる。

市域面積・人口・予算規模等、さまざまな面で岡山市と本市には違いがあるものの、地域の実情に応じた推進方針の立案やモデル事業の展開について、具体的な知見を得ることができた。なかでも注目したのは、地元大学生等を地域指導者として部活動に派遣する取組である。岡山市では、市街地に隣接する大学を含む6校との連携を活かし、すでに市立中学校13校に約90名の学生が補助指導員として活躍している。

本市においても、阪神間の中に位置する地の利を活かし、近隣大学や地域団体との連携による「地域づくり」につながる施策を展開できるよう、引き続き議会から積極的に発信してまいりたい。